

研究及び教育における動物の使用

担当官庁
(competent Authority)

施設のコンプライアンスを検証するシステム
を運営
(施設や科学者の認可など)

施設
(Institution)

監督委員会
(national/regional/local
committee, oversight body,
oversight committee等)

【責務】

プロジェクトの提案
動物ケアプログラムの作成

【その他満たすべき事項】

- ・トレーニング及び能力の確保
(労働衛生を含む従事者の訓練など)
- ・獣医学的ケア
(人獣共通感染症に関するアドバイスなど)
- ・動物の導入源
(動物の購入や捕獲など)
- ・施設および環境条件
(換気、気温、湿度、光、騒音など)
- ・飼養
(順化、ケージ、寝床、飼料など)

【監督責任】Three key elements

- ①提案されたプロジェクトのレビュー
- ②施設の検査
- ③動物ケアプログラムのレビュー

動物の使用に関する倫理的レビューを実施し、動物のケア及びアニマルウェルフェアに関して考慮し、施設に報告する。

【主体】

- ・単独又は複数の機関で分担
- ・典型例としては地域委員会
- ・国・地域又は地方レベル

【構成員】

科学者、獣医師、中立的な一般市民代表を最低限含み、その他、統計、情報科学、倫理及びバイオセーフティの専門家あるいは学生代表等を含んでもよい。